

## 今後の地域医療構想調整会議の開催予定について

- 次回の標記会議につきましては、3月上旬に書面開催を予定しております。
- 会議内容につきましては、次の事項に係る協議・報告等を予定しております。

### ■ 地域医療構想推進シート（令和4年度）の作成について

昨年10月に「地域医療構想の推進に係る意向調査」（※）を実施し、各医療機関から提出された調査票（対応方針）の内容等を踏まえ、必要な修正等を行った「地域医療構想推進シート（令和4年度）」（案）に係る御意見等をお伺いする予定としております。

（※）一般病床及び療養病床を有する医療機関を対象に例年実施

### ■ 紹介受診重点医療機関の公表について

昨年8月に「地域医療構想説明会」を書面開催した際に関係資料を送付させていただきましたが、紹介受診重点医療機関の公表にあたり、各医療機関から報告を求める「外来機能報告」の開始時期が延期（※）されており、当初予定しておりましたスケジュールどおりに作業が進んでいない状況となっております。

紹介受診重点医療機関の公表にあたりましては、外来機能報告の結果等を踏まえたうえで地域医療構想調整会議における協議等が必要となりますことから、今後、国からの通知や道本庁担当課からの説明がありましたら、ご報告させていただく予定としております。

（※）室蘭保健所企画総務課地域医療業務係から病院・有床診療所あて通知済み（R4.12\_胆保企第3295号）



地域医療構想説明会（令和4年度〈第1回〉西胆振区域地域医療構想調整会議  
書面開催（令和4年8月16日付け胆保企第1701号）【関係部分抜粋】

その先の、道へ。北海道  
Hokkaido. Expanding Horizons.

資料 1

# 地域医療構想等に関する説明会



北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課

# 紹介受診重点医療機関について

## ▲スケジュール及び具体的な流れ

- 外来機能報告は、病床機能報告と一体的に報告を行う。令和4年度以降の具体的な年間スケジュールは以下のとおりであり、年度内に地域の協議の場における協議を行つていただく予定。なお、今年度については、原則として、都道府県において、令和5年3月までに紹介受診重点医療機関を公表することとされている。

4月～

- ・ 対象医療機関の抽出
- ・ NDBデータ（前年度4月～3月）を対象医療機関別に集計

9月頃

- ・ 対象医療機関に外来機能報告の依頼
- ・ 報告用ウェブサイトの開設
- ・ 対象医療機関にNDBデータの提供

10～11月頃

- ・ 対象医療機関からの報告
- ・ データの不備のないものについて、集計取りまとめ
- ・ 都道府県に集計取りまとめを提供

1～3月頃

- ・ 地域の協議の場における協議
- ・ 都道府県による紹介受診重点医療機関の公表
- ・ 都道府県に集計結果の提供

外来機能報告等に関するガイドラインから抜粋

# 紹介受診重点医療機関について

## 外来医療の機能の明確化・連携

令和3年2月8日医療部会資料

### 1. 外来医療の課題

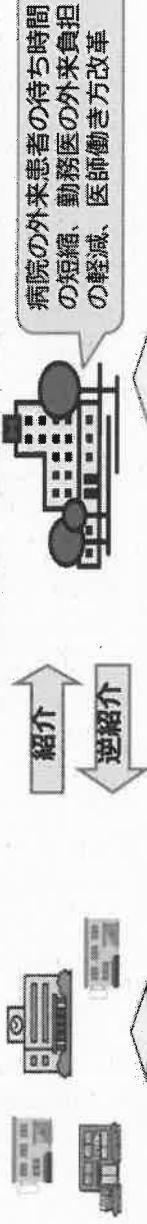
- 患者の医療機関の選択に当たり、外来機能の情報が十分得られず、また、患者にいわゆる大病院志向がある中、一部の医療機関に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等の課題が生じている。
- 人口減少や高齢化、外来医療の高度化等が進む中、かかりつけ医機能の強化とともに、外来機能の明確化・連携を進めていく必要。

### 2. 改革の方向性

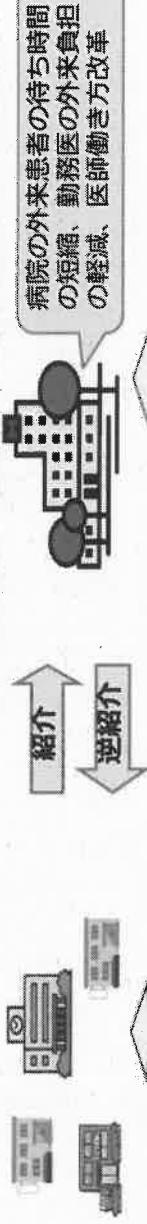
- 地域の医療機関の外来機能の明確化・連携に向けて、データに基づく議論を地域で進めるため、  
① 医療機関が都道府県に外来医療の実施状況を報告する。  
② ①の外来機能報告を踏まえ、「地域の協議の場」において、外来機能の明確化・連携に向けた必要な協議を行う。  
→ ①・②において、協議促進や患者の分かりやすさの観点から、「医療資源を重点的に活用する外来」を地域で基幹的に担う医療機関（紹介患者への外来を基本とする医療機関）を明確化
  - ・ 医療機関が外来機能報告の中で報告し、国の示す基準を参考にして、地域の協議の場で確認することにより決定

↑ 患者の流れがより円滑になることで、病院の外来患者の待ち時間の短縮や勤務医の外来負担の軽減、医師働き方改革に寄与

「医療資源を重点的に活用する外来」を地域で基幹的に  
担う医療機関（紹介患者への外来を基本とする医療機関）



かかりつけ医機能を担う医療機関



外来機能報告、「地域の協議の場」での協議、紹介患者への外来を基本とする医療機関の明確化

- く「医療資源を重点的に活用する外来」のイメージ)
- 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来（悪性腫瘍手術の前後の外来など）
- 高額等の医療機器・設備を必要とする外来（外来化学療法、外来放射線治療など）
- 特定の領域に特化した機能を有する外来（紹介患者に対する外来など）

# 紹介受診重点医療機関について

○ 外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るために、医療資源を重点的に活用する外来の機能に着目して、以下のとおり紹介患者への外来を基本とする医療機関（紹介受診重点医療機関）を明確化する。

- ① 外来機能報告制度を創設し、医療機関が都道府県に対して外来医療の実施状況や紹介受診重点医療機関となる意向の有無等を報告し、
- ② 「地域の協議の場」において、報告を踏まえ、協議を行い、協議が整った医療機関を都道府県が公表する。

\*紹介受診重点医療機関（一般病床200床以上の病院に限る。）は、紹介状がない患者等の外来受診時の定額負担の対象となる。

## 【外来機能報告】

- 「医療資源を重点的に活用する外来（重点外来）」等の実施状況
  - ・医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来
  - ・高額等の医療機器・設備を必要とする外来
  - ・特定の領域に特化した機能を有する外来
- 紹介・逆紹介の状況
- 紹介受診重点医療機関となる意向の有無
- その他、地域の協議の場における外来機能の明確化・連携の推進のための必要な事項

## 【地域の協議の場】

- ① 医療資源を重点的に活用する外来に関する基準（※）を満たした医療機関については、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を確認し、紹介率・逆紹介率等も参考にしつつ協議を行う。  
（※）初診に占める重点外来の割合40%以上かつ再診に占める重点外来の割合25%以上
- ② 医療資源を重点的に活用する外来に関する基準を満たさない医療機関では、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を有する医療機関については、紹介率・逆紹介率等（※）を活用して協議を行う。  
（※）紹介率50%以上及び逆紹介率40%以上
- ③ 協議が整った場合に、紹介受診重点医療機関として都道府県が公表する。

都道府県

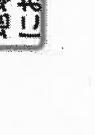
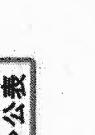
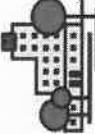
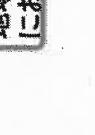
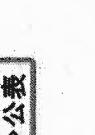
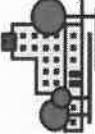
医療機関

外来機能報告（重点外来の項目、意向等）



紹介受診重点医療機関

国民への周知・啓発



かかりつけ医機能を担う医療機関

患者がまちの「かかりつけ医機能を担う医療機関」を受診し、必要に応じて紹介を受けて紹介受診する。

重点医療機関を受診する。

状態が落ち着いたら逆紹介を受けて

地域に戻る受診の流れを明確化。



・病院の外来患者の待ち時間の短縮  
・勤務医の外来負担の軽減  
等の効果を見込む

# 紹介受診重点医療機関について

## 外来医療の地域における協議の場に関する医療法の規定

- 都道府県は、医療関係者、医療保険者等との地域の協議の場を設け、外来医療に係る医療提供体制の確保に関する次の事項について協議を行い、その結果を取りまとめ、公表。

※ 外来機能報告により報告された事項は、改正医療法第30条の18の2第3項等により、都道府県が公表することとされている。

### (協議事項)

- ・ 外来医師偏在指標を踏まえた外来医療に係る医療提供体制の状況
  - ・ 外来機能報告を踏まえた「医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関」
  - ・ 外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進
  - ・ 複数の医師が連携して行う診療の推進
  - ・ 医療提供施設の建物の全部又は一部、設備、器械及び器具の効率的な活用
  - ・ その他外来医療に係る医療提供体制を確保するために必要な事項
- 地域の協議の場は、地域医療構想調整会議を活用することができる。

### (改正医療法の規定)

- 第三十条の四 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために次の計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。  
2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 十 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項
- 第三十条の十八の四 都道府県は、第三十条の四第二項第十四号に規定する区域その他の当該都道府県の知事が適当と認める区域（第三項において「対象区域」といいう。）ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者との関係者（以下この項及び次項において「関係者」という。）との協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ、次に掲げる事項（第三号から第五号までに掲げる事項については、外来医療に係る医療提供体制の確保に関するものに限る。第三項において同じ。）について協議を行い、その結果を取りまとめ、公表するものとする。
- 二 第三十条の四第二項第十一号口に規定する指標によつて示される医師の数に關する情報を踏まえた外来医療に係る医療提供体制の状況に関する事項
- 二 第三十条の十八の二第一項及び前条第一項の規定による報告を踏まえた第三十条の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所に関する事項
- 三 前号に掲げるもののほか、病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進に関する事項
- 四 複数の医師が連携して行う診療の推進の状況に関する事項
- 五 医療提供施設の建物の全部又は一部、設備、器械及び器具の効率的な活用に関する事項
- 六 その他外来医療に係る医療提供体制を確保するためには、これに協力するよう努めるとともに、当該協議の場において
- 2 関係者間の協議が調つた事項については、その実施に協力するよう努めなければならない。
- 3 都道府県は、対象区域が構想区域等と一致する場合には、当該構想区域における第一項の協議に代えて、当該対象区域における協議の場において、同項各号に掲げる事項について協議を行うことができる。
- 4 前項に規定する場合には、第三十条の十四第一項に規定する関係者は、前項の規定に基づき都道府県が行う協議に参加するよう努めるとともに、当該協議の場において当該関係者間の協議が調つた事項については、その実施に協力するよう努めなければならない。